

軽度の方への福祉用具貸与サービス

平成18年4月、福祉用具貸与サービスの制度が変更され、平成19年4月に一部運用の見直しが行われました。

制度変更の趣旨は？

介護保険は、保険料や税金によりみんなで支えられている制度です。また、福祉用具貸与サービスは、もともと、「便利だから」利用するというものではなく、身体の状態に応じて必要と判断された方が利用できるサービスです。

今回の制度変更は、こうした趣旨を徹底するためのものです。

変更の内容は？

各種目ごとの保険給付一覧表

	軽度者の方	中重度者の方
車いす及び車いす付属品	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
特殊寝台及び特殊寝台付属品	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
床ずれ防止用具及び体位変換器	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
認知症老人徘徊感知機器	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
移動用リフト（つり具の部分を除く。）	福祉用具を必要とする状態である場合、保険給付可能	保険給付可能
手すり	保険給付可能	保険給付可能
スロープ	保険給付可能	保険給付可能
歩行器	保険給付可能	保険給付可能
歩行補助つえ	保険給付可能	保険給付可能

制度変更の対象となるのは、福祉用具のうち、車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）です。

これらの福祉用具について、軽度者の方（要支援者・要介護1）については、原則として介護保険での保険給付は行われません。

ただし、福祉用具を必要とする状態である場合については、介護保険での保険給付を受けることが可能です。

（左表太枠参照）

軽度者の方であっても、身体の状態に照らし福祉用具を必要とする状態に該当すれば、引き続き保険給付を受けることが可能です。

福祉用具を必要とする状態とは？

保険給付の対象となるための条件は、各種目ごとに客観的に定められています。（次頁参照）

原則として、要介護認定データを利用して身体の状態などを客観的に判断した結果、福祉用具を必要とする状態である方は、介護保険による福祉用具貸与サービスを利用できることとされています。

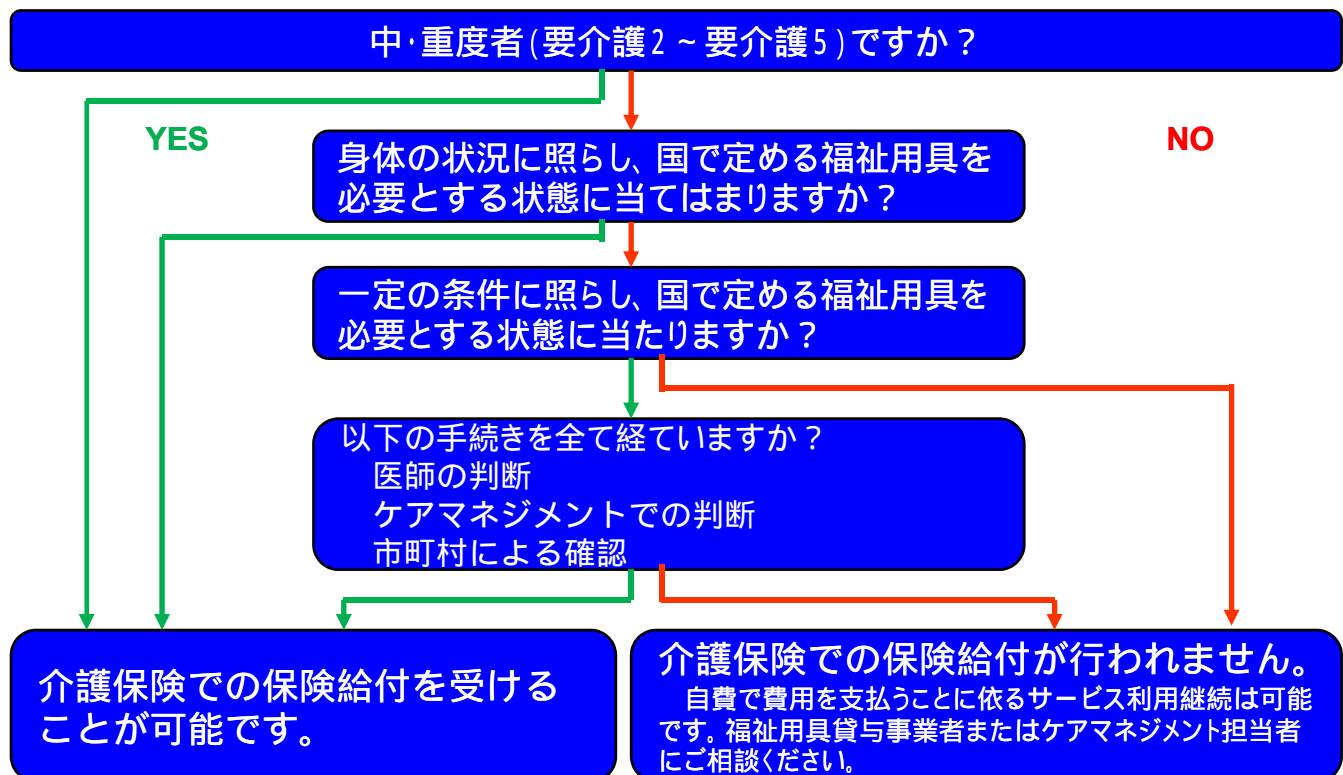
また、あてはまらない方であっても、「一定の条件」に照らし、「**手続**」を経た結果、福祉用具を必要とする状態である方は、「**例外的に**」福祉用具サービスを利用できることがあります。

なお、こうした条件については、福祉用具の各種目ごとに詳細に定められていますので、詳しくは福祉用具専門相談員（ ）、ケアマネジメント担当者にご相談ください。

（ ）福祉用具専門相談員

福祉用具貸与・販売利用の際、利用者の病状や障害の度合いを見極め、ニーズに合わせて選び方や使い方についてアドバイスを行うとともに、福祉用具の点検等を行える専門的な知識及び技術を有する者。

制度の流れ



各種目毎の福祉用具を必要とする状態とその判定方法

種目	国で定める福祉用具を必要とする状態	判定方法
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 日常的に 歩行 が困難な者 日常生活範囲における 移動の支援 が特に必要と認められる者	【原則】 → 認定調査結果 で判断 → ケアマネジメント で判断 【例外】 → 一定の条件及び手続 ()で判断
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 日常的に 起き上がり が困難な者 日常的に 寝返り が困難な者	【原則】 → 認定調査結果 で判断 【例外】 → 一定の条件及び手続 ()で判断
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に 寝返り が困難な者	【原則】 → 認定調査結果 で判断 【例外】 → 一定の条件及び手続 ()で判断
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 移動において全介助を必要としない者	【原則】 → 認定調査結果 で判断 【例外】 → 一定の条件及び手続 ()で判断
移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 日常的に 立ち上がり が困難な者 移乗が一部介助又は全介助 を必要とする者 生活環境において 段差の解消 が必要と認められる者	【原則】 → 認定調査結果 で判断 【例外】 → 一定の条件及び手続 ()で判断 【原則】 → ケアマネジメント で判断

() 一定の条件及び手続について

一定の条件	手続
<p>疾病その他の原因により、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>日によって又は時間帯によって、頻繁に「福祉用具を必要とする状態」に該当する者 (例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象 等)</p> <p>状態が急速に悪化し、短期間のうちに「福祉用具を必要とする状態」になることが確実に見込まれる者 (例:がん末期の急速な状態悪化 等)</p> <p>身体への重大な危険回避等の医学的判断から「福祉用具を必要とする状態」に該当する者 (例:ぜんそく発作時等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避 等)</p>	<p>一定の条件に照らし、福祉用具を必要とする状態であることが、</p> <p><u>医師の判断</u></p> <p><u>ケアマネジメントでの判断</u></p> <p><u>市町村の確認</u></p> <p><u>の全ての手続を経ていること。</u></p>

()内の状態は、あくまでも例示です。()の状態以外でも、 ~ の状態と判断される場合があります。